

## ◆同志社法学会講演会◆

## 《基調講演》イギリスにおける量刑の諸問題

**Andrew Ashworth**

奥村 正雄 (訳)

山田 慧 (訳)

本日、お招きを受け\*、イングランド及びウェールズ（以下では、「イギリス」という\*\*。）における量刑手続きに関して最近議論の対象となっている幾つかの問題について皆様と一緒に議論できることになり、大変嬉しく思います。はじめに、特に量刑評議会(Sentencing Council)や量刑指針(sentencing guidelines)といった日本にはみられない制度の特徴を幾つか取り上げて、イギリス量刑法の構造についてお話ししたいと思います。そのうえでイギリスにおいて最近問題になっている3つの論点について論じたいと思います。以上のことを箇条書きにすると、1から4が現行量刑法の概要であり、5から7が最近問題になっている3つの論点になります。

- 1 量刑と刑罰の範囲
- 2 刑事裁判所制度

---

\* (訳者注) 本稿は、2019年11月16日(土)に開催された同志社法学会主催の第6回講演会における、イギリスのオックスフォード大学のオール・ソウルズ・コレッジ(All Souls College)の名誉教授アンドリュー・アシュワース(Andrew Ashworth)博士の基調講演の原稿(Recent Issues of Sentencing in England and Wales)を奥村が訳出したものである。なお、本翻訳は、平成29年度科研費基盤研究(c)の研究の一貫である。資料編の翻訳について、同志社大学法学部の山田慧助教授の協力を得た。ここに記して感謝する。

\*\* (訳者注) 原文ではEngland and Walesとなっているが、連合王国(United Kingdom)は、これら2つの外、スコットランド、北アイルランドから成り立っており、法域としては3つに分かれている。一般にイングランドとウェールズは単一の法域であることから、本稿では「イギリス」と称する。

- 3 拘禁刑の適用
- 4 イギリス量刑法の発展
- 5 最近の論点—規範 対 裁量
- 6 最近の論点—過剰拘禁? いかにか減少させるか?
- 7 最近の論点—刑の執行猶予

## 1 量刑と刑罰の範囲

ある者が犯罪を犯し有罪を言い渡された場合、裁判所は、次の4段階の刑の言い渡しが可能です。最も軽いレベルが、「絶対的免責」(absolute discharge) または「条件付免責」(conditional discharge) です。その次のレベルは、罰金刑であり、これが言い渡される刑としては最も多いです。そしてその次のレベルが「社会内命令」(community sentence) です。これは、地域社会内で奉仕活動等を行うことを刑の内容とするものです。ただし、裁判所は、一定の要件(例:40時間以上300時間以内の間での無料奉仕活動命令、または外出禁止命令、または電子監視命令)を付すことを条件にしています。最後の4つ目の最も厳しい量刑は、「拘禁刑」(imprisonment) です。

とはいえ、全ての事件が起訴されるわけではありません。軽微事犯については警察官が発する PND (Penalty Notice for Disorder 「迷惑行為罰則予告」) によって、単純警告、条件付き警告、反社会的行動の差し止め命令を含む多様な犯罪防止命令が言い渡される可能性があるからです。刑事法廷における審理対象から「逸らす」(diverted) これらの処分が量刑制度の重要な部分であることはたしかではありますが、本講演では、刑事法廷に起訴され有罪により刑が言い渡される事件について焦点を当てたいと思います。

## 2 刑事裁判所制度

イギリスには、2種類の刑事裁判所があります。刑事事件の大半は、治安

判事裁判所 (Magistrates' Court) で審理されます。そこでは、1つの有罪判決に対して上限6月以下の拘禁刑 (2個以上の有罪判決に対しては最大12月以下の拘禁刑) の言い渡しが可能です。20世紀には、治安判事裁判所における裁判は、法律の素人によって担われていました。彼らは、一定の訓練を受け、法解釈については法曹資格を有する専門家のアドバイスを受けていました。しかし、近年の傾向は、治安判事裁判所の担い手に法律の専門家 (大都市部では地方裁判所判事が治安判事裁判所判事を兼務) が任用されるようになっていきます。

重大事犯は刑事法院 (Crown Court) において審理されます。刑事法院に起訴された被告人の大半は、有罪の答弁を行っています (約70パーセント)。一方、被告人が無罪の答弁をしたときは、事件は12人の陪審員により審理されることとなります。刑事法院の裁判官のレベルは、犯罪の重大さにより異なります。多くの事犯は巡回裁判所判事が審理しますが、比較的軽微な事犯はレコーダー (recorder) と呼ばれる非常勤の裁判官が審理します。そして、最も重大な事犯 (例として、殺人罪) は、通常、高等法院の裁判官により審理されることとなります。

治安判事裁判所からの上訴審は刑事法院です。刑事法院で言い渡された判決に対する上訴は控訴裁判所 (刑事部) で審理されます。

### 3 拘禁刑の適用

イギリスの刑事収容施設の人口は、過去70年間うなぎ登りに増加してきました。1945年に約15,000人でしたが、その後徐々に増加し、1993年には44,000人になりました。その後急速に増加しまして、2012年に85,000人になりました。それ以降は、その数値辺りで安定しています。ちなみに、2019年6月6日現在では82,346人です。この状況は、人口10万人当たりにつき約140人の受刑者が占め、ドイツ (75人)、フランス (100人) と比較して、ヨーロッパのなかで最も高い収容率の一つであることを意味します。日本 (41

人)よりも相当高い収容率であることは言うまでもありません。1993年以降2012年に至る刑事収容施設の収容者の急激な増加について仔細に見てみますと、17%が4年未満の拘禁刑、46%が4年以上の拘禁刑、20%が終身刑のような不定期刑、そして残りの16%が仮釈放の保釈条件違反によって刑事施設に再収容される者たちです。増大したのは、収容者数だけではありません、刑期の長さも然りです。施設内収用の期間が1993年に平均16カ月であったのが、2015年には平均18年8か月になっています。

刑事収容施設の収容人口の構成も変化しています。1993年ではその23%が暴力事犯で占められ、10%が性犯罪、10%が薬物犯罪の受刑者でした。ところが、その後2016年までに、その数が相当増大し、26%が暴力事犯、17%が性犯罪、15%が薬物犯罪で占められるようになったのです。イギリスの刑事施設収容者の約10.5%は、終身刑を言い渡された受刑者なのです（他のヨーロッパ諸国よりも高い割合）。

#### 4 イギリス量刑法の発展

イギリス量刑法の外部的制限は、議会による立法化の対象になります。こうして、大抵の犯罪の定義は、法律に規定されているほか（ただし、故殺罪、司法妨害の罪、公共の秩序紊乱罪のようなコモン・ロー上の犯罪があります。）、各犯罪の刑の上限は法律で定められています。謀殺罪には終身刑の言い渡しが可能ですが、議会は、裁判官が謀殺罪につき15年以上終身刑までの間での刑の言い渡しができるように法整備しています。少数の犯罪（たとえば銃火器類の所持、常習累犯窃盗等）については、議会は刑の下限を定めており、そこでは「特別の事情」(exceptional circumstances) や「公共の利益に反して」(not in the interests of justice) といった「免責条項」(escape clause) も規定しています。

おそらく、イギリスの量刑制度における最も重要な革新は、量刑指針の創設でしょう。この指針は、特にイギリスでは、初期のものは控訴裁判所の判

決を基礎に作られましたが、その後は、量刑評議会という独立の組織によって作成されるようになりました。量刑評議会は、2009年に設立され、全てのレベルの裁判所から8名の裁判官と、検察、弁護士、警察、刑事法関係の研究者等の経験を有する6名の非裁判官とから構成されています。量刑評議会は、暴力事犯、薬物事犯、性暴力事犯、窃盗事犯、その他幅広く多くの犯罪について量刑指針を策定してきましたが、量刑指針を決定し公布する前に、当該犯罪に係る統計分析及び控訴裁判所での量刑について再検討した後、諮問書を作成し、関係機関や国民から広く提案や意見あるいは批判等を求めるパブリック・コメントをとります。同評議会は、約20の刑事司法機関と下院の司法委員会（Justice Committee）による提案やコメントのほか、個人や組織からの反応を待ちます。このようにして、量刑評議会は、パブリック・コメントを検討した上、最終的な量刑指針を発表するのです。

裁判官や治安判事は、刑を言い渡す際には、「公共の利益に反する」と判断しない限り、量刑指針に従う義務があります。もっとも、実務上、「公共の利益」という制約は、頻繁に適用されることはありませんでした。その理由の一部は、量刑指針自体がとても柔軟に適用可能なように策定されているからです。これは、アメリカの幾つかの制度とは対照的です。アメリカでは、「公共の利益」がより制限的な効果をもつことがありうるからです。これに対し、イギリスの制度では、量刑指針の適用の第1ステップは、当該犯罪に含まれる非難可能性と法益侵害について、諸要因を徹底的に調べ上げることによって評価して犯罪のカテゴリーを決定します。第2ステップは、裁判所が出発点を犯罪あるいは犯人に係る非難の要素や刑の減輕事由を反映するよう調整する前に、犯罪の重大性に相応したカテゴリーの範囲内に出発点があるかを確認すべきであるとされています。

ステップ1と2を終えた後、裁判官や治安判事は、最終的な量刑を決めるため次のステップに進みます。ステップ3は、捜査に協力したことにつき刑の減輕事由となりうる要素を考慮するよう裁判所に要求します。ステップ4は、有罪の答弁（pleading for guilty）に対する刑の減輕について規定してい

ます。ステップ5は、暴力事犯や性犯罪に対する量刑について主として適用されるのですが、犯罪者の危険性に基づいて（終身刑もしくは拡張刑）の言い渡しの検討を裁判所に求めています。ステップ6は、被告人が2個以上の犯罪で刑の言い渡しを受ける際に、裁判所に対して刑の併合が「適正でかつ均衡している」(just and appropriate) かどうかを犯罪の重大性等を考慮して総合的に判断することを要求しています。ステップ7は、損害賠償命令もしくはその他これに類似の命令を言い渡すべきかを裁判所に判断させます。ステップ8は、裁判所に科刑の理由の説明を求めます。ステップ9は、電子タグ (electronic tag) を付けたままで審理を待たせることを許可する場合は、裁判所に対していつでも量刑を下方に減じるように調整を求めています。

量刑評議会の量刑指針の完全なりリストと、それに対する最近の諮問書は、同委員会のウェブページ ([www.sentencingcouncil.org.uk](http://www.sentencingcouncil.org.uk)) で参照が可能です。イギリスの量刑指針の参照に値するものは、2018年に発表された重大な過失による故殺罪に関する明確な指針です。これについては、後継の資料Bをご参照ください。

## 5 最近の論点—規範 対 裁量

量刑指針の重要な目的の1つは、量刑の一貫性を高めることにありますが、より正確に言えば、量刑の一貫性というよりむしろアプローチの一貫性を高めることでしょう。その目的は、全ての治安判事と裁判官が、犯罪と被告人に関する特有の事実を量刑に反映させる前に、同じ方法で、同じ原理を使って、かつ同じ量刑の範囲内で量刑判断にアプローチすべきであるということです。しかし、これには、まだ解決されていない問題が残されています。すでに述べましたように、議会は、たとえば銃火器の所持に対して最低5年の拘禁刑の言い渡しを義務付けており、裁判所が「特別の事情」があると判断しない限り適用されてしまうのです。これは強力な規範であり、高度の量刑の一貫性を導きます。しかし、これに対しては、犯罪や被告人に係る個人的

な多くの要因を無視することによって達成されるという批判があります。その批判論によれば、この強制的な量刑は、通常であれば刑の減輕にいたる要因の考慮を裁判所から奪うことになる結果、一貫してはいるが不当な量刑が言い渡される可能性があると言われます。そこで批判論は、当該犯罪の量刑については量刑指針の趣旨に従い、当該犯罪の量刑の範囲を示すことによって一貫性を維持しつつ、裁判所に対して刑の加重事由とともに刑の減輕事由を考慮することを認めるべきだと主張しています。

他方、イギリスの量刑指針は特にステップ2について裁判官や治安判事に対して余りにも大きな自由裁量を与え過ぎであるという批判もあります。裁判所がいったんステップ1において適用可能な量刑判断をした場合、選択されたカテゴリーの範囲内で適正な出発点につき判断しなければなりません。その後、ステップ2は、裁判所に対し、前科前歴による刑の加重事由について考慮を要求するとともに、人的な刑の減輕事由を含むその他の加重事由ならびに減輕事由の考慮も要求しています。しかしながら、それぞれ異なる種類の前科前歴に重点を置いた量刑指針が特に存在するわけではありませんし、様々な加重事由や減輕事由の割り当てに重点を置く指針があるわけでもありません。これらに関して、裁判所にはかなりの裁量権があります。ステップ6でも同様に、裁判所には、被告人に2つ以上の罪で量刑判断を行う時に、全体の量刑が犯罪行為全体に「適正でかつ均衡している」必要があります。しかもこのことは相当曖昧であるゆえ、複数の犯罪で量刑判断を下される事例の場合には、かなりの程度の裁量が入った司法判断を容認することになります。一般的に、イギリスの裁判官は、前科前歴、刑の加重事由や減輕事由、さらに複数犯罪に関して享受する広い裁量権を有することを望みます。しかし、このことは、量刑指針制度の主な目的である適用の一貫性の要請を害するおそれがあると言わざるを得ないでしょう。



## 6 最近の論点—過剰拘禁? いかに減少させるか?

上述しましたように、イギリスにおける拘禁刑の適用は、1993年以降2012年までは急増しましたが、それ以降はほんのわずかな減少傾向にあります。過剰拘禁は問題点の一つです。全収容者の25パーセント以上が1つの独居房に数名収容されているのが現状です。ある刑事収容施設主席管理官の話によりますと、自傷行為、収容者間での暴力行為、刑務官に対する暴行、施設内での薬物の使用や暴力集団化等の問題も増加傾向にあります。施設内収容者を社会復帰させるために政府が努力すべきことは、従来から政府の責務でありましたし、こんにちでもそれは変わりません。しかし、現実はどうかと言いますと、政府の同じ財政の「緊縮」(austerity) というプログラムが実行されますと、公的財政支出の大幅な削減により、刑事収容施設におきましても、財政支出の削減対象になり、刑務官の数が削減される結果、収容者の活動も制限されるようになり、多くの社会復帰支援施策のプログラムが弱体化してしまう惧れがあります。最近の調査によりますと、仮にイギリスの刑事収容施設の収容者数が20パーセントカットされれば、刑事収容施設の予算も十分なものとなり、その結果、施設は安全で、適正なものとなり、施設収容者の社会復帰支援施策も実現可能になりうるであろうと試算されています。

問題は、拘禁刑の適用を相当数減少させるためにはどのようにすればよいかという点です。直近の政府の計画は、2019年2月18日に法務大臣が行った「刑事収容施設を超えるもの：刑罰の再定義」と題する演説の中に見出すことができます。その内容は、下院の法務委員会において批判的に論じられましたが、2019年4月3日付けの第16報告書に掲載されています。この目標計画は、社会内命令の適用の拡大と、短期自由刑の適用の削減という2つを要点として挙げています。イギリスの刑事司法制度は、社会内命令に導入可能な広範囲の要件を備えています。それは、精神衛生上の問題、薬物及びアルコール中毒の治療に関与する積極的要件から、外出禁止令、電子監視、禁止



行為の各要件のような消極的要件まであります。このような広範囲の代替処分があるにもかかわらず、社会内命令の言い渡し件数は、2014年に約12万件であったのが2018年には9万件に減少しています。審判を下す裁判官は、社会内命令の執行に対する信頼を失いつつあるように思われます。それは、特に政府が社会内命令を受けている受刑者の管理を民営化していた期間です（政府は、現在ではその意図を放棄する政策をとっています）。社会内命令に対する信頼が取り戻せるのであれば、より多くの拘禁刑よりもむしろ社会内命令によってより多くの犯罪者の処遇が可能となるでしょう。それゆえ、信頼を回復するためには、短期間でより豊かな財政的基盤を充実させることが必要になりそうです。

第2の目標計画は、短期自由刑の適用を削減することです。2011年に、スコットランドは、3月以下の拘禁刑に反対する仮説を導入しましたが、この仮説が成功裡に推移したため、スコットランド政府は、現在、この仮説を1年以下の拘禁刑にも拡大するよう計画中です。一方、イギリスの法務大臣は、6月以下の拘禁刑に反対する仮説に関心があると述べています。おそらくこのことは、「特別の事情」を考慮してのことでしょう。しかし、この政策には、2つの実現困難な問題点があります。その1つは、1963年と1973年の間で生じたことですが、当時イギリス法では6月以下の拘禁刑については刑の執行猶予が言い渡されると規定していた法の適用を裁判所は避けることが可能であったことです。その証拠に、裁判所は、7月以下もしくは6月と1日という拘禁刑の言い渡しをし始めたのです。第2の困難な問題は、1年以下の拘禁刑の言い渡しのすべてを取り除いても、刑事収容施設の収容人口を2万人までに減少させることにはならないであろうということです。刑事収容施設の収容人口は、4年以上の拘禁刑と終身刑の収容者が増加しています。それゆえ、刑事収容施設の収容人口の思い切った削減が行われるべきであるとしても、取り組まなければならないのが長期の拘禁刑ですが、そうした変革について社会一般はどのように受け止めるかに関してほとんど議論はありません。量刑は長さについて増加しましたが、多くの人々（新聞も含め）は暴力

事犯や性暴力事犯に対する刑期が短いことを含む後退につき批判するであろう。

## 7 最近の論点一刑の執行猶予

2003年刑事司法法 (Criminal Justice Act 2003) 制定以前においては、唯一可能な拘禁刑の執行猶予の言い渡しができるのは「特別の事情」がある場合でした。この制限は2003年法により廃止されましたが、法は、犯罪が即時の拘禁刑の言い渡しを正当化する程度のものであれば、(2年までの) 刑の執行猶予が唯一言い渡せるのです。残念ながら、イギリスの裁判所は、この要件にほとんど注意を払いませんでした。その結果、2003年法の制定後には、刑の執行猶予は著しく増加したのですが、社会内命令の件数は既に見たように減少しました。このことが強く示唆することは、裁判所は、従来であれば、社会内命令を科していたであろう場合に、刑の執行猶予を言い渡しているという事実です。量刑評議会は、「社会内及び施設内における科刑 (Imposition of Community and Custodial Sentences) に関する指針」(2016) を策定する必要があったと考えました。同指針には、「刑の執行猶予はより厳しい形態の社会奉仕命令として」言い渡してはならない (MUST NOT) と繰り返し述べられています。この指針は、一定数の裁判官や治安判事が法を適正に適用してこなかったことを指摘しています。しかし、既に述べましたように、法の適正な適用は犯人にとってはより公平なものたりえても、刑事収容施設の収容人口には強い影響力を及ぼしそうにはありません。

### 参考文献 A

- N. Padfield, *Blackstone's Statutes on Criminal Justice and Sentencing* (Oxford U.P., 6<sup>th</sup> edition 2016).
- A. Ashworth, *Sentencing and Criminal Justice* (Cambridge U. P., 6<sup>th</sup> edition 2015).
- R. Kelly and A. Ashworth, "State Responses to Criminal Offences in England and Wales", in M. Dyson and B. Vogel (eds). *The Limits of Criminal Law* (Intersentia, 2018).
- R. Walmsley, *World Prison Population List* (12<sup>th</sup> edition, 2018).

Ministry of Justice, *Story of the Prison Population 1993–2016 England and Wales*  
A. Ashworth and J.V. Roberts (eds), *Sentencing Guidelines: Exploring the English Model* (Oxford U.P., 2013).

House of Commons Justice Committee, *Prison Population 2022: Planning for the Future* (16<sup>th</sup> Report, session 2017–19).

(同志社大学大学院司法研究科教授 奥村正雄 訳)

## 資料 B 量刑評議会『故殺罪確定指針』(重大な過失による故殺罪)

(Sentencing Council, Manslaughter Definitive Guideline [2018] [Gross Negligence Manslaughter])

## ステップ 1

## 犯罪のカテゴリの決定

## 非難可能性

- 以下の特性は、犯罪者の行為に付されうる非難可能性のレベルを示すものである。裁判所は、これらの特性を総合考慮し、当該犯罪が行われた状況における犯罪者の全体としての非難可能性の公平な評価を実現すべきである。
- 裁判所は、特にこれらの要素が適用されがたいケースにおいて、そうした要素を過度に機械的に適用することを避けるべきである。

A—非常に高度の 非難可能性	非常に高度の非難可能性は、以下の事項によって示されうる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>一つまたは複数の非難可能性 B の要素における極度の特性があること、かつ/または</li> <li>非難可能性 B の要素が組み合わさって存在すること</li> </ul>
B—高度の非難可能性 を示す要素	犯罪者が、当該過失行為によって死に至らしめられた者に対してもたらされた明白な苦痛をものともせず、当該過失行為を継続し、または反復したこと 当該過失行為が、他の重大な犯罪行為に関連して行われたこと 犯罪者が、当該過失行為によりもたらされる非常に高い死の危険に対して露骨な無関心を示したために、当該犯罪が特に重大なものであったこと 当該過失行為が、財産的な利益の獲得（または損失の回避）によって動機づけられたこと 他の者と犯罪行為を行った場合に、当該犯罪者が中心的な役割を果たしたこと (別個に起訴されていない) 死体の隠匿、損壊、姦淫または切断
C—中度の非難可能性 を示す要素	以下の理由により、高度の非難可能性と低度の非難可能性の間に位置するケース <ul style="list-style-type: none"> <li>高度の非難可能性を示す要素と低度の非難可能性を示す要素が均衡して存在していること、かつ/または</li> <li>犯罪者の非難可能性が、高度の非難可能性を示す要素および低度の非難可能性を示す要素において規定されるものの中に位置していること</li> </ul>
D—低度の非難可能性 を示す要素	当該過失行為が、他の点では注意の基準を満たしていた状況における軽度のものであったこと 他の者と犯罪行為を行った場合に、当該犯罪者が、重要でない、または補助的な役割しか果たさなかったこと 当該犯罪者の責任が、精神障害、学習障害または成熟の欠如により、相当程度減退させられたこと

## 侵害

故殺罪のあらゆるケースにおいて、惹起される侵害は必然的に最も重大なものとなる。人命が失われたことは、ステップ 2 の量刑のレベルにおいて考慮される。

**ステップ 2**

**出発点とカテゴリーの範囲**

ステップ 1 でカテゴリーが決せられると、裁判所は、それに対応する出発点を用いて、以下に示すそのカテゴリーの範囲内で刑を言い渡すべきである。出発点は、答弁や前科にかかわらず、すべての犯罪者に適用される。

- ・ 一つのカテゴリーに厳密に当てはまらない場合は、加重要素または減輕要素に照らした修正の前に、出発点からの修正が必要とされる。

＜非難可能性＞			
A	B	C	D
<b>出発点</b> 12 年の拘禁	<b>出発点</b> 8 年の拘禁	<b>出発点</b> 4 年の拘禁	<b>出発点</b> 2 年の拘禁
<b>カテゴリーの範囲</b> 10～18 年の拘禁	<b>カテゴリーの範囲</b> 6～12 年の拘禁	<b>カテゴリーの範囲</b> 3～7 年の拘禁	<b>カテゴリーの範囲</b> 1～4 年の拘禁

当該犯罪者の作為または不作為が他の犯罪にも該当する場合、刑を言い渡す者は、当該他の犯罪に関連する指針を参照し、故殺罪に対する刑が、当該指針のもとで科されるものを下回らないようにするべきである。

注：上の表は、一人の者を死亡させた一つの故殺罪に対するものである。他の犯罪または複数の犯罪が同じ事件または事実から生じる場合、犯罪行為の**全体としての犯罪性を反映した**同時執行の刑の宣告が一般的に適切であろう。「考慮される犯罪とその総計 (*Offences Taken into Consideration and Totality*)」指針および本指針のステップ 6 を参照されたい。

次のページにあるのは、犯罪が行われる状況および当該犯罪者に関する要因を示す付加的な要素をあげた**非網羅的な**リストである。これらの要素または他の関連する要素の組み合わせにより、ここまでにおいて導かれた量刑から上方修正または下方修正がなされるべきかどうか決定すべきである。

**非難可能性の評価においてすでに考慮された要素を二重に考慮しないよう注意すべきである。**

#### 重大性を増大させる要素

##### 制定法上の加重要素：

前科があること。ただし、a) 当該有罪判決に関連する犯罪の**性質**および現在起訴されている犯罪との**関係**、ならびに b) 当該有罪判決が言い渡されてから経過した**時間**に配慮しなければならない。(危険性の検討についてはステップ 5 を参照)

犯罪が保釈中に行われたこと

犯罪が被害者の以下の性質または推定的な性質のいずれかに基づく敵意によって動機づけられたこと、またはそうした敵意を示していること：宗教、人種、障害、性的志向またはトランスジェンダー

##### 他の加重要素：

犯罪者に、被害者に対する暴力や虐待の前歴があること

強制、脅迫または擄取により他人を巻き込んだこと

死者に対して相当程度の心理的または身体的苦痛を惹起したこと

犯罪者が過去に出された警告を無視したこと

アルコールまたは薬物の影響のもとで犯罪を行ったこと

武器を使用して犯罪を行ったこと

犯罪行為により他人が侵害の危険にさらされたこと

事件後の行為（証拠の隠蔽／隠匿の試みを含むがそれに限られない）

犯罪者によって捜査が妨害され、かつ／または、他の者が誤って責任を負わされた結果、苦痛を被ったこと

犯罪が、仮釈放もしくは服役後の保護観察の間、または裁判所の命令が下されている間に行われたこと

#### 重大性を減少させる、または人間的な刑の減輕を示す要素

前科がないこと、または、関連する／最近の前科がないこと

後悔していること

被害者の支援を試みていること

自己申告し、かつ／または、捜査へ協力していること

犯罪者のコントロールが及ばない理由のために、当該犯罪者が、必要な専門知識、技術、支援または訓練を欠き、それが過失行為の一因となったこと

犯罪者のコントロールが及ばない理由のために、当該犯罪者が、過失行為に関連し、その一因となった（両立しない要求、または複雑な要求から生じるものを含む）緊張または圧力のもとに置かれていたこと

犯罪者のコントロールが及ばない理由のために、通常の注意と能力を發揮すべき範囲が減退していた状況において、過失行為が行われたこと

過失行為が、当該犯罪者のコントロールが及ばない他人の作為または不作為と相まって行われたこと

良い性格、かつ／または、模範的な行い

緊急の、集中的な、または長期間の治療を要する、重大な健康状態にあること

精神障害または学習障害が認められること

年齢、かつ／または、成熟の欠如

扶養親族にとって、当該被告人が唯一の、または主な後見人であること

**ステップ 3****検察側への援助を理由とした減軽を示す要素の検討**

裁判所は、2005年重大組織犯罪および警察法第73条および第74条（被告人による援助：刑の減軽または再検討）ならびに検察官または取調官に援助が与えられた（または申し出られた）結果、犯罪者が減軽された刑を受けうる旨を定める他の法の規定を考慮すべきである。

**ステップ 4****有罪の答弁に対する減軽**

裁判所は、2003年刑事司法法第144条および「有罪の答弁（*Guilty Plea*）」指針に従い、有罪の答弁に対してなされうる減軽を考慮すべきである。

**ステップ 5****危険性**

裁判所は、2003年刑事司法法第12部第5章に含まれる基準に配慮しつつ、終身刑（第224A条または第225条）を科すのが適切か、拡張刑（第226条）を科すのが適切かを検討すべきである。これらの規定に従い、犯罪者に終身刑を言い渡すとき、抽象的な定期刑が、期間の下限を定める基礎として用いられるべきである。

**ステップ 6****総計の原理**

犯罪者に複数の罪で刑を言い渡すとき、または、犯罪者がすでに刑に服しているとき、刑の総計が、「考慮される犯罪とその総計」指針に従い、全体としての犯罪行為に対し、適正でかつ均衡しているかどうか検討されなければならない。

**ステップ 7****賠償および付随的命令**

あらゆるケースにおいて、裁判所は、賠償命令かつ／または他の付随的命令を付すかどうか検討すべきである。適切なケースにおいて、犯罪者は、1986年企業役員資格剥奪法第2条に従い、企業の役員としての資格を剥奪される。剥奪の期間の上限は15年である。

**ステップ 8****理由**

2003年刑事司法法第174条により、当該刑を科す理由を付し、その効果を説明する義務が課される。

**ステップ 9****（夜間外出禁止命令が付された）保釈期間の考慮**

裁判所は、2003年刑事司法法第240A条に従い、保釈期間を刑に算入すべきかどうか検討しなければならない。